

第 3 章



母子・父子・児童の福祉

1 相談業務について

(1) 児童相談

【問合せ先】 市こども相談課（苫小牧市こども相談センター内）
Tel：0144（32）6369 Fax：0144（34）4777

- 18歳未満の子どもに関する養育、障がい、非行、しつけなどさまざまな問題について相談を受け、指導・助言を行っています。また、子どもの虐待相談や通報も受けています。
- 子育て講座を実施し、暴言や暴力を使わずに子どもを育てる技術を提供しています。

(2) ひとり親家庭相談

【問合せ先】 市こども支援課（1階・17番窓口）
Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 母子家庭や父子家庭、寡婦に関する生活上の問題などの相談に応じ、自立に必要な指導・助言を行っています。

(3) DV・女性相談

【問合せ先】 苫小牧市配偶者暴力相談支援センター
Tel：0144（84）8985 Fax：0144（34）7110

- DV被害を受けた方への支援や各種専門機関の紹介などを行います。女性の困りごとの相談も受け付けています。

2 児童の援護について



(1) 乳幼児の保育

【問合せ先】 市こども育成課（1階・18番窓口） Tel: 0144 (32) 6378 Fax: 0144 (32) 5578

ア 保育所・認定こども園・小規模保育施設

- 保護者の就労や病気などにより、日々の保育を必要とする乳幼児のために、市内には15園の認可保育所、16園の認定こども園及び11園の小規模保育施設を開設しています。また、心身に障がいをもつ乳幼児も通常保育の範囲で保育を受けることができます。

なお、休日や一時的に保育を必要とする場合などに特別保育を実施している園もあります。

<休日保育>

認可保育所、認定こども園（保育認定のみ）及び小規模保育施設のいずれかに通園し、休日も就労などにより保育を必要とする4月1日時点で1歳児クラス又は3歳児クラス以上の幼児を対象に実施しています。

うとない保育園	ウトナイ南3丁目20番1号	TEL 82-8161	1歳以上児クラス
たいせい保育園	大成町1丁目14番26号	TEL 72-9257	3歳以上児クラス
みその保育園	美園町4丁目26番10号	TEL 34-4339	1歳以上児クラス

<一時保育>

短時間の就労や保護者の病気などにより、一時的に保育を必要とする満1歳以上の幼児を対象に実施しています。（ただし、授乳の必要がなく離乳食が完了したお子さんに限ります。）

あけの保育園	明野新町5丁目13番30号	TEL 57-3543	Fax 57-3543
うとない保育園	ウトナイ南3丁目20番1号	TEL 82-8161	Fax 82-8162
錦岡保育園	宮前町2丁目28番15号	TEL 67-0033	Fax 67-8645
幼稚舎あいか	柳町4丁目9番17号	TEL 53-0021	Fax 53-0022
みその保育園	美園町4丁目26番10号	TEL 34-4339	Fax 84-3990
苫小牧ふたば幼稚園	王子町1丁目2番18号	TEL 34-6250	Fax 34-6300

イ 子育てルーム

- 子育ての不安や悩みなどの育児相談やプレイルームの開放を行っています。

あけの保育園子育てルーム	明野新町5丁目13番30号	TEL 57-3576 Fax 57-3543
錦岡保育園子育てルーム	宮前町2丁目28番15号	TEL 68-6655 Fax 67-8645
沼ノ端おひさま保育園子育てルーム	沼ノ端中央4丁目12番27号	TEL 55-0705 Fax 55-0655

<子育て相談> 月曜～金曜 9時00分～17時00分

<プレイルーム開放時間>

- ・あけの保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時30分～12時00分、13時30分～16時00分

・錦岡保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時00分～12時00分、13時30分～15時30分

・沼ノ端おひさま保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時00分～11時30分、13時00分～15時30分

<休館日> 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

ウ 子育て支援センター

- 子育ての不安や悩みなどの育児相談やプレイルームの開放、子育てサークルルームの貸し出しを行っています。

とまこまい子育て支援センター	本幸町1丁目2番21号	Tel 33-4751
	苫小牧市教育・福祉センター2F	Fax 33-4755

<子育て相談> 月曜～土曜 9時00分～17時00分

<プレイルーム開放時間> 月曜～土曜 9時30分～16時00分

<子育てサークルルーム貸し出し> 月曜～土曜 9時30分～16時00分

(利用希望日の3日前までに要予約)

<休館日> 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

エ 子ども・子育て相談ナビ(利用者支援窓口)

- 子育て実践中の保護者や妊娠している方など誰もが利用できる、子育てに関する総合窓口です。利用者支援員が常駐していますので、お気軽にお問い合わせください。

相談窓口	「子ども・子育て相談ナビ」	
	こども育成課 総務係 (市役所1階 18番窓口)	とまこまい子育て支援センター (教育・福祉センター 2階)
面談による	9:00～17:00 (月～金)	9:00～16:00 (月～金)
電話による	0144 (32) 6224	0144 (33) 4751
メールによる	kodomoiikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp	

※ 土・日曜日、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

(2) 児童の入所施設等

【問合せ先】 市こども相談課（苫小牧市こども相談センター内） Tel : 0144 (32) 6369 Fax : 0144 (32) 4777 北海道室蘭児童相談所苫小牧分室 Tel : 0144 (61) 1882 Fax : 0144 (61) 1892

- 家庭で養育できない事情にある児童のために、次のようなところがあります。

いずれも、入所等は児童相談所の決定によります。

①乳 児 院：乳児を入院させて養育し、あわせて、退院した者について援助を行う施設です。

- ②児童養護施設：乳児を除く原則として満18歳未満の、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて、退所した者に対する援助を行う施設です。
- ③障害児入所施設：障がいのある児童を入所させて支援を行う施設です。
- ④児童心理治療施設：家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、社会生活に適応するために必要な心理治療や生活指導を主として行い、あわせて、退所した者について援助を行う施設です。
- ⑤児童自立支援施設：不良行為をしたり、又はそのおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて、退所した者について援助を行う施設です。
- ⑥自立援助ホーム：義務教育を終了した満20歳未満の者（大学等に在籍中の者は満22歳に達した後の年度末まで）に対して、共同生活を行う住居を用意し、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行い、あわせて、退所者に対する援助を行う事業です。
- ⑦里親制度：さまざまな事情で、家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて、暖かい愛情を持って養育してくださる方（所定の要件を満たす必要があります。）を、北海道が里親として認定・登録し、子どもの養育をお願いする制度です。

(3) 児童センター

【問合せ先】 市青少年課 Tel：0144（32）6759 Fax：0144（32）5578
又は各児童センター

- 遊びや運動を通して豊かな心と体を育てる施設です。

児童センター名	住所	電話番号 FAX 番号	利用時間	
			乳幼児	児童
住吉児童センター	住吉町2丁目5番17号	36-1448 同上	9:00~12:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
大成児童センター	大成町1丁目11番21号	75-1841 72-6716	9:00~17:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
日新児童センター	日新町3丁目6番15号	76-6655 同上	9:00~12:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
沼ノ端児童センター	沼ノ端中央4丁目10番34号	57-6601 同上	9:00~14:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
あさひ児童センター	旭町2丁目3番24号	35-6393 同上	9:00~17:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
錦岡児童センター	宮前町2丁目29番20号	82-7371 同上	9:00~12:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
北栄児童センター	北栄町3丁目3番3号	82-7069 57-8889	9:00~17:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)

- ・ 活動の主体は児童（小・中学生）ですが、日時を限定して高校生や児童が学校へ行っている間は乳幼児（保護者同伴）にも施設を開放しています。
- ・ 乳幼児の休館日は、児童センターの休館日の他、土曜日、春・夏・冬休み、学校休校日もお休みになります。ただし、錦岡（土曜日以外）、大成、あさひ、北栄は通年で標記の時間に利用できます。

注1 中学生は18：00まで、高校生は21：00まで利用可能です。
（週2回、児童センターごとに利用可能日は異なります。）

<利用対象者・方法>

- 乳幼児（保護者同伴）、小・中学生、高校生
- ※ 事前に利用登録が必要です。詳しくは児童センターまでお尋ねください。

<休館日>

- 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

3 障がい児の療育・教育について

- 心身障がいのある児童のために、通園による訓練施設及び児童福祉法による収容施設、又は義務教育には特別支援学級などがあります。

(1) 障害児通所支援 ～詳細は6ページへ

(2) 児童生徒の特別支援教育

【問合せ先】 市教育委員会学校教育課（第2庁舎1階）
Tel：0144（32）6742 Fax：0144（32）1201

① 知的障害学級、自閉症・情緒障害学級

- 知的障がい、自閉症・情緒障がいのある児童生徒に対し、障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

【小学校】

	電話番号 / FAX 番号		電話番号 / FAX 番号
苫小牧東小学校	32-6231 / 32-6232	苫小牧西小学校	72-6441 / 72-6442
若草小学校	32-6584 / 32-6585	緑小学校	32-6501 / 32-6502
大成小学校	72-6434 / 72-6435	美園小学校	34-3013 / 34-3016
日新小学校	73-1612 / 73-1827	糸井小学校	72-3912 / 72-3913
北星小学校	74-2155 / 74-2156	澄川小学校	67-3131 / 67-3132
豊川小学校	73-8024 / 73-8025	錦岡小学校	67-0408 / 67-0706

沼ノ端小学校	55-0403/55-0761	泉野小学校	72-3817/72-3839
北光小学校	73-8191/73-8192	ウトナイ小学校	57-6700/57-6715
明野小学校	57-5611/57-5612	清水小学校	33-7285/33-7286
勇払小学校	56-0140/56-0419	拓勇小学校	57-2800/57-2830
植苗小学校	58-2134/58-2135	拓進小学校	52-5010/55-0075

【中学校】

	電話番号 / FAX番号		電話番号 / FAX番号
苫小牧東中学校	32-5231/32-5232	啓北中学校山なみ分校	73-8910/73-8920
凌雲中学校	67-6142/67-0415	明倫中学校	74-2146/74-2147
和光中学校	32-5238/32-5237	啓明中学校	67-3115/67-3116
青翔中学校	51-2151/51-2155	光洋中学校	72-7255/72-7256
勇払中学校	56-0329/56-0320	明野中学校	57-1811/57-1812
緑陵中学校	61-2727/61-2728	沼ノ端中学校	55-0340/55-0341
開成中学校	32-8278/34-5369	ウトナイ中学校	57-6451/57-6452
啓北中学校	72-7245/72-7246	植苗中学校	58-2134/58-2135

② 肢体不自由学級

- 肢体が不自由な児童生徒に対し、障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

※対象児童生徒の必要に応じて、別に定めます。

③ 病弱学級・弱視学級・難聴学級

- 児童生徒の障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

※ 対象児童生徒の必要に応じて、別に定めます。

④ 院内学習支援教室

- 病気やけがなどで入院中の児童生徒のために、入院治療を受けながら教育を行っています。

<設置場所>

苫小牧市立病院小児病棟内 TEL33-3131 (代表)

⑤ 通級指導教室

- 通常学級に在籍し、障がいからくる学習上または生活上の困難さを改善するための指導を、週 1～8 時間児童生徒の実態に応じて行っています。現在は、言語障害と情緒障害、自閉症、学習障害等について指導を行っています。
- 自閉症や情緒障害、学習障害等についての通級指導は、小学校においては特別な指導が必要な児童が在籍する学校で実施しています（樽前小学校除く）。中学校においては、在籍校に担当教員が巡回し指導しています。
- 言語障害については、小学校のみ設置し指導を行っています。
- 校区については上記のお問合せ先までご連絡ください。

(3) 特別支援学校

【問合せ先】 市教育委員会学校教育課（第 2 庁舎 1 階）
Tel : 0144 (32) 6742 Fax : 0144 (32) 1201

- 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱等の児童生徒については、それぞれの障がいに応じた教育を行う特別支援学校があります。

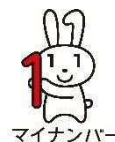
(4) その他

【問合せ先】 苫小牧女性団体連絡協議会 Tel : 090-5985-5002

<おもちゃライブラリー>

- 心身に障がいやつまずきのある方たちに、機能の回復と成長の促進を図るために有効なおもちゃを備え、貸し出しを行っております。
 - ・ 設置場所：苫小牧市民活動センター（5 階 交流学習室）
 - ・ 開催日：毎週火曜日 午前 10 時 30 分～午後 3 時
 - ※ 夏期休業 8 月 10 日～8 月 20 日
 - ※ 冬季休業 年末年始

4 妊産婦の援護について



(1) 助産施設

【問合せ先】 市こども支援課 (1階・17番窓口) Tel : 0144 (32) 6416 Fax : 0144 (32) 5578

- 経済的に困っている世帯が、お産する場合に助産施設を利用できます。

<対象者>

- ・生活保護世帯
- ・当該年度市民税が非課税の世帯
- ・当該年度市民税均等割のみ課税の世帯
- ・当該年度市民税が課税されており、所得割の額が9,000円以下の世帯

<施設>

- ・苫小牧市助産施設 (苫小牧市立病院内) ・王子総合病院助産施設 (王子総合病院内)

<申請>

- ・出産予定日の30日前まで

<お持ちいただくもの>

- ・母子手帳 ・健康保険証 ・当該年度市町村民税額を証明できるもの ・生活保護手帳

(2) 妊婦一般健康診査・超音波検査

【問合せ先】 市健康支援課 (4階) Tel : 0144 (32) 6411 Fax : 0144 (32) 4322

- 妊婦に必要な定期健診について、妊婦一般健康診査受診票を14枚と超音波検査受診票を6枚交付しています。母子健康手帳の発行の際に交付します。なお、母子健康手帳の発行の際には妊娠届出書へのマイナンバーの記載とご本人確認書類が必要となります。

(3) 妊娠高血圧症候群等療養援護費

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
(北海道苫小牧保健所)
健康推進課保健係 Tel : (代) 0144 (34) 4168 Fax : 0144-34-4177

- 妊娠高血圧症候群等になり患っている妊産婦で、次のいずれかの世帯に属する場合は、療養援護費により医療費の助成が受けられます。

<対象者>

- ・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・所得税非課税世帯
- ・前年の所得税額30,000円以下の世帯
- ※ 上記世帯区分により、援助の額が異なります。

<支給要件>

- ・入院期間が7日以上

(4) 産婦健康調査

【問合せ先】 市健康支援課 (4階) Tel : 0144 (32) 6411 Fax : 0144 (32) 4322

- 出産後2週間前後または1か月前後の産婦のからだところの健康状態を確認するため、健診費用の助成を行います。母子健康手帳発行の際に産婦健康調査票を交付しています。

(5) 産後ケア事業

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 授乳や産後の育児に不安がある方に対し、助産師が家庭訪問を行い、相談に応じます。

利用者自己負担	1回 1,200円
利用時間	1日1回1時間程度(最大2時間以内)
利用回数	最大 10回まで
利用期間	産後7か月未満

※多胎・市民税非課税世帯・生活保護世帯の自己負担は、免除されます。

(6) 多胎産後サポート事業

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 支援員がご自宅に伺い、育児・家事・付き添いの手助け（サポート）をします。

利用者自己負担	1回 500円
利用時間	最大 2時間
利用回数	1家庭 最大20回
利用期間	産後1年未満のご家庭の保護者

5 健康と医療の保障について

医療助成制度について、北海道と同様の基準による所得制限が導入されています。所得制限を超えた場合は、8月1日から翌年の7月31日まで医療助成の受給が制限されます。

(1) 乳幼児等医療費助成制度

【問合せ先】 市子ども支援課（1階17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 0歳から中学生《15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで》の乳幼児等が、保険診療を受けた場合、自己負担分から一部負担金を除いて助成します。

※ 小・中学生は入院・指定訪問看護のみ助成。



マイナンバー

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

【問合せ先】 市子ども支援課（1階17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- ① 母子又は父子家庭で、18歳まで《18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで》の児童と、児童を扶養又は監護している親
 - ② 配偶者が身体障害者手帳1・2級の交付を受けている世帯の18歳までの児童と、その児童を扶養又は監護している親
- ①、②が保険診療を受けた場合、自己負担分から一部負担金を除いて助成します。

※ 18歳以上20歳未満で、学生や未就労等により親に扶養されている場合にも該当となります。



マイナンバー

(3) 重度心身障害者医療費助成制度 ～詳細は31ページ

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121



マイナンバー

(4) 小児の医療給付制度

【問合せ先】 ①市こども支援課（1階17番窓口） Tel:0144(32)6416 Fax:0144(32)5578
②③北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室（北海道苫小牧保健所）
健康推進課保健係 Tel:(代)0144(34)4168 Fax:0144(34)4177
④市障がい福祉課（1番14番窓口） Tel:0144(32)6356 Fax:0144(36)3121



- 特定の病気になり患っている児童に対し、適切な医療費の助成が行われるための制度です。

① 未熟児養育医療

出産時の体重が、2,000グラム以下、もしくはその他の症状から、医師により入院療養が必要と判断された場合対象となります。

世帯の課税状況により自己負担額が決定されます。

② 結核児童療育医療

長期入院を必要とする結核児童に対し、病院で医療と学習を行うための給付です。

③ 小児慢性特定疾病医療

先天性代謝異常などの16疾患群788疾病の治療に必要な医療費が対象になります。

世帯の課税状況により自己負担額が決定されます。

④ 身体障害児育成医療 ～詳細は31ページへ



(5) 乳幼児各種健診・検査等について

【問合せ先】 ①～⑤及び⑦～⑫
市健康支援課（4階） Tel:0144(32)6411 Fax:0144(32)4322
⑥北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
（北海道苫小牧保健所）
健康推進課保健係 Tel:(代)0144(34)4168 Fax:0144-34-4177

- 乳幼児が心身ともに健やかに育つように、次の健診、検査等を実施しています。

① 4か月児健診

4か月児を対象に市から受診票を送り、市内の小児科・内科病（医）院で健診を受けられるようになっています。

② 10か月児健診

4か月児健診と同じ方法で実施しています。

③ 1歳6か月児健診

1歳6か月になった翌月に集団で健診を行っています。

④ 3歳児健診

3歳になった翌月に集団で健診を行っています。

⑤ 乳幼児すこやか健診

出生時の体重が2,000グラム未満もしくは在胎週数36週未満のお子さん、健診の結果で経過を追う必要があるお子さんに案内しています。

⑥ 先天性代謝異常等検査

新生児を対象にフェニルケトン尿症等の検査を実施しています。

⑦ 胆道閉鎖症スクリーニング検査

母子健康手帳にある検査用紙（便色カード）により、スクリーニング検査を実施し、胆道閉

鎖症の早期発見に努めています。

⑧ **新生児聴覚調査**

出産後、入院中にお子さんの聴覚検査を行う費用の助成を行います。

⑨ **赤ちゃん訪問**

出生したお子さんを対象に家庭訪問を行っています。

⑩ **赤ちゃん教室**

2か月・6～7か月・11～12か月児を対象に、講話や交流会を行っています。

⑪ **親子デンタル教室**

歯科医師による講話と、歯科衛生士による歯磨き指導、希望者にフッ化物塗布を行っています。

⑫ **5歳児発達相談**

該当月に個別通知しています。お子さんの様子で心配な方に必要時案内しています。

6 児童の手当について

【問合せ先】 市こども支援課（1階・17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 児童を養育している世帯に対して各種手当制度があります。

(1) 児童手当



<支給対象者>

- 中学校修了前の児童を養育している方に、支給されます。

<お持ちいただくもの>

- ・申請者名義の銀行預金通帳
- ・健康保険証の写し（厚生年金に加入の方）
- ・その他（申請書等）

<手当額>（H24.4.1施行）

対象となる子の年齢など		月額
3歳未満（一律）		15,000円
3歳から小学校修了まで	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生（一律）		10,000円
所得制限超過の場合		5,000円

<支払時期>

- 児童手当は、6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。
（注）公務員の方は、職場で申請してください。

(2) 児童扶養手当



<支給対象者>

- 離婚や死亡などにより両親、父又は母がいない（父又は母が心身障がい者（103ページ別表5参照）の場合や1年以上拘禁されている場合、また、父又は母から1年以上遺棄されている場合などを含む）18歳に達した年度の末日までの児童（心身障がい児（103ページ別表5参照）は20歳未満の児童）を養育している方に手当が支給されます。

ただし、老齢福祉年金以外の公的年金を受給している方や児童福祉施設に入所している児童は

除きます。

<お持ちいただくもの>

- ・戸籍謄本
- ・申請者名義の銀行預金通帳
- ・年金加入歴
- ・その他（申立書等）

<手 当 額>

- 手当支給は、全部支給と一部支給があります。

一部支給の手当月額が10,180円を限度に所得の範囲に応じ、10円単位で支給となります。

- ・ 児童1人の場合 全部支給 43,160円
一部支給 10,180円～43,150円
- ・ 第2子 全部支給 10,190円
一部支給 5,100円～10,180円
- ・ 第3子以降 全部支給 6,110円
一部支給 3,060円～6,100円

(注) 所得に応じて、手当の支給が減額又は停止される場合があります。なお、手当は毎年奇数月にそれぞれ前月分まで支給されます。

(3) 特別児童扶養手当 ～詳細は27ページへ

(4) 障害児福祉手当 ～詳細は27ページへ

(5) 苫小牧市母子家庭等児童入学援助金



<支給対象者>

- 4月10日現在、次の要件に当てはまる児童を養育する保護者で、その児童が小学校又は中学校の入学するときに入学援助金が支給されます。

- ・ ひとり親家庭（父子・母子家庭）
- ・ 父又は母が規則で定める程度の障がいの状態にある。
- ・ 両親がいない。
- ・ 入学する児童が規則で定める程度の障がいの状態にある。
- ・ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁になっている。
- ・ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている。

※ ただし、次のような場合は除かれます。

- ・ 生活保護世帯
- ・ 児童を施設に預けている。
- ・ 児童を里親に預けている。
- ・ 児童の監護を著しく怠っている。
- ・ 養育する保護者が4月10日現在、苫小牧市の住民登録上1年未満の場合
- ・ 援助金受給者又はその配偶者の所得が制度に定める、所得制限限度額を超えた場合
- ・ 父又は母の障がい程度が制度に定める障がいではない場合
- ・ 入学する児童の障がい程度が、制度に定める障がいではない場合

<お持ちいただくもの>

- ・申請者名義の銀行預金通帳
- ・在学証明書 ・健康保険証
- ・世帯状況による各種証明書（児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

<支給額>

- ・小学校入学児童1人につき 20,000円
- ・中学校入学児童1人につき 30,000円

<申請期日>

- ・入学年の4月30日まで

7 生活の援護について



マイナンバー

(1) 母子・父子・寡婦貸付制度

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部社会福祉課

Tel: 0143 (24) 9845 Fax: 0143 (22) 5285

市子ども支援課 (1階17番窓口) Tel: 0144 (32) 6416 Fax: 0144 (32) 5578

- 母子家庭や父子家庭、寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利子又は無利子で借りることが出来る北海道の貸付制度です。



マイナンバー

(2) 母子家庭等自立支援給付金支給事業

【問合せ先】 市子ども支援課 (1階・17番窓口) Tel: 0144 (32) 6416 Fax: 0144 (32) 5578

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の能力開発と就職に有利な資格取得の取り組みを支援し、就職の促進を図るため母子家庭等自立支援給付金事業を実施しています。

1 事業概要

区分	内容
自立支援教育訓練給付金事業	市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料等の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金等事業	市が定める資格を習得するための養成機関において1年（R3年度は6月）以上のカリキュラムを修業する場合、その修業期間の生活を支援するため高等職業訓練促進給付金を支給し、さらに修了後には高等職業訓練修了支援給付金を支給します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	市が指定する高等学校卒業程度認定試験対策講座を受講した場合、講座修了後及び合格時に受講料等の一部を支給します。

2 事業内容

区分	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
対象者	次の要件をすべて満たす方		
	①市内に住所地のある母子家庭の母または父子家庭の父であること		①市内に住所地があるひとり親家庭の親及び子であること
	②児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること		
	③この給付金を一度も受給したことがないこと		

	④当該教育訓練を受講することが、適職に就くために必要であると認められること	④養成機関において1年（R3年度は6月）以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ⑤就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること	④就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること ⑤高等学校等就学支援金制度の支給対象でないこと												
対象講座	① 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金 ② その他①に準じた講座で就業に結びつく可能性の高い講座	〈市長が認める資格〉 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復士、視能訓練士、義肢装具士、調理師、製菓衛生師、自動車整備士、美容師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士、助産師、保健師、管理栄養士（R3年4月1日より） シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座（通信制可）												
支給額	受講のために本人が支払った費用の6割相当額（1万2千円を超え、上限20万円） ※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格者は、支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額となります。 ※雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座及びこれに準じた講座の場合は、修学年数に20万円を乗じた額が限度額となりますが、最大限度額は80万となります。	①高等職業訓練促進給付金 →修行期間中の4年間を対象に毎月支給します。 ※養成機関における課程の終了までの期間の最後の12ヶ月については、月額4万円加算されます。 ②高等職業訓練修了支援給付金 →養成機関を修了後に支給します	①受講終了時給付金 受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額を10万円を限度に支給します。なお、その額が4千円以下になる場合には支給対象外となります。 ③合格時給付金 受講終了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額を支給します。なお、その額が受講終了時給付金と合わせて15万円を超える場合には、受講終了時給付金と合計額が15万円となる支給額となります。												
		<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>課税世帯</td> <td>70,500円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>課税世帯</td> <td>25,000円</td> </tr> </table>	市民税	支給額	非課税世帯	100,000円	課税世帯	70,500円	市民税	支給額	非課税世帯	50,000円	課税世帯	25,000円	
市民税	支給額														
非課税世帯	100,000円														
課税世帯	70,500円														
市民税	支給額														
非課税世帯	50,000円														
課税世帯	25,000円														

3 事前相談の実施

区分	内容
自立支援教育訓練給付金事業	受講前に相談が必要。受講の必要性などを確認。
高等職業訓練促進給付金等事業	修業する前と申請前に相談が必要。資格取得に対する本人の意思等と生活状況を確認。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	受講前に相談が必要。受講の必要性などを確認。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【問合せ先】 市こども相談課（苫小牧市こども相談センター内）
Tel：0144（32）6369 Fax：0144（34）4777

- 児童を養育している家庭の保護者が、次の理由で一時的に児童の養育が困難となった場合に、市の委託を受けた里親宅で、児童（⑤は母子）をお預かりします。

- ① 保護者の疾病
- ② 保護者の育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など

- ③ 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪など
- ④ 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など
- ⑤ 緊急一時的に母子保護が必要となった場合

1 利用期間：原則として7日以内

2 利用料（児童1人 1日当り）

- ・ 2歳未満の児童 5,350円
- ・ 2歳以上の児童 2,750円

※ ただし、生活保護世帯・市民税非課税世帯・ひとり親世帯等については、費用の減免等制度があります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

3 利用上の注意事項

- ・ 急なご利用に対応できないことがあります。
- ・ 事前にこども相談課での申請が必要です。

(4) 養育支援訪問事業

【問合せ先】 市こども相談課（苫小牧市こども相談センター内）
Tel：0144（32）6369 Fax：0144（34）4777

- 子育てについて支援が特に必要な家庭で、積極的に支援を求めることが難しいなどの事情を抱える養育者に対し、訪問支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。利用に際しては、審査等がありますのでご相談ください。

(5) 苫小牧市ファミリー・サポート・センター事業

【問合せ先】 苫小牧市教育・福祉センター3F Tel：0144（84）7266
苫小牧市ファミリー・サポート・センター Fax：0144（84）7269

- 仕事と育児の両立や子育てを地域で支援するため、子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人で会員組織をつくり、相互の信頼関係をもとに託児などを行い、地域で安心して子育てができる環境づくりをサポートします。

① 会 員

● 提供会員（子育ての援助をしたい方）

- ・ 20歳以上で苫小牧市在住の方
- ・ 乳幼児及び児童の保育に熱意をお持ちの方
- ・ 社会参加をしてみたいと思っている方
- ・ 資格、経験、性別は問いません。
- ・ 申し込み後に25時間の講習を受けていただきます。

● 依頼会員（子育ての援助を受けたい方）

- ・ 苫小牧市在住の方、苫小牧市内にお勤めの方
- ・ 0歳から小学校6年生までの乳幼児又は児童のいる方（生後6ヶ月未満のお子さんの場合は、援助活動の内容に条件を付けて実施します。）

● 両方会員（提供会員としても依頼会員としても活動する会員）

- ・ 子どものいる方で援助したり援助を受けたい方

② 援助内容

- ・ 保育施設の開始前、又は終了後に子どもを預かること
- ・ 学校の放課後、又は学童保育終了後、子どもを預かること

- ・ 保育施設等への送迎
- ・ 通院、冠婚葬祭、学校行事に参加するなど保護者の都合により一時的に子どもを預かること
- ・ 病気のと看、急な残業のと看などに子どもを預かること
- ・ 宿泊を伴うときに子どもを預かること（1歳以上。病児の宿泊はいたしません）
- ・ その他子育て支援に必要と認める援助

③ 援助活動の時間

- ・ 通常、緊急預かり（午前6時から午後10時まで）
- ・ 病児、病後児の預かり（午前7時から午後7時まで） ※ 月～土曜のみ
- ・ 宿泊を伴う預かり（午後5時から午前8時まで）

④ 利用料金（年会費、入会金は無料）

事業	子どもの数	利用料金
通常預かり（6：00～22：00）	1人目の子ども	30分あたり 350円
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	30分あたり 150円
緊急預かり（6：00～22：00 前日の16時以降の申し込み）	1人目の子ども	30分あたり 450円
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	30分あたり 250円
病児、病後児預かり（7：00～19：00）	子ども1人につき	30分あたり 450円
宿泊を伴う預かり（1歳以上） （17：00～8：00）	1人目の子ども	7,000円（左記時間以外は、30分ごとに450円を加算）
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	3,500円
交通費（援助を行うための外出費）		1回500円（病児の送迎は、タクシー利用で実費とする）

※ ひとり親家庭等の方は、利用料金の一部を助成する制度があります。

(6) その他奨学資金

【問合せ先】 市教育委員会総務企画課（第2庁舎1階）Tel：0144（32）6739 Fax：0144（32）1201

① 苫小牧市交通遺児育英会制度

- 交通遺児に対し、小・中学校等に入学及び進級をするときに就学支度金を、高校の在学時には奨学金を給付します。（償還不要）
- 就学支度金
 - ・ 小、中学校 20,000円
 - ・ 高専、大学等 40,000円
 - ・ 高校等 30,000円
- 奨学金
 - ・ 高校等 月額 10,000円

② 苫小牧市育英会制度

- 各種学校に進学、在学の方に、奨学金等を支給または無利子で貸与します。
- 奨学給付金（償還不要）
 - ・ 高校等及び高専1～3年次 月額 5,000円

- ・ 大学等及び高専4、5年次・専攻科 月額 8,000円
- 入学一時金（貸与）
 - ・ 高校等 30,000円 ・ 高専 50,000円
 - ・ 大学等 50,000円
 ※ただし、本市に所在する大学は、70,000円
- 奨学金（貸与）
 - ・ 高校等及び高専1～3年次 月額 10,000円
 - ・ 大学等及び高専4、5年次・専攻科 月額 15,000円 又は30,000円
 （注）①、②とも所得制限及び学業成績等による選考があります。

(7) ひとり親家庭学習支援事業

【問合せ先】 市子ども支援課（1階・17番窓口） Tel: 0144 (32) 6416 Fax: 0144 (32) 5578

- 経済的に学習塾に通うことが難しい状況にあるひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援事業を実施しています。

事前に市子ども支援課にて受講申込が必要です。

 - ① 対象者
 - ア 市内在住のひとり親家庭の中学生
 - イ 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
 - ② 会場 苫小牧市民活動センター（中央）・沼ノ端コミセン（東）・のぞみコミセン（西）

※ 東・西会場は年度毎に変更になる可能性があります。
 - ③ 日時 土曜 9:30～12:00（中央）、13:30～16:00（東・西）

(8) ひとり親家庭等日常生活支援事業

【問合せ先】 市子ども支援課（1階・17番窓口） Tel: 0144 (32) 6416 Fax: 0144 (32) 5578



- ひとり親家庭等において、様々な事情により日常生活を営むのに大きな支障を生じている場合や、自立促進に向けた活動をする場合などに、支援員を派遣するなどして、支援を実施します。
 - ① 対象者

市内在住のひとり親家庭等又は寡婦であって、次の事由に該当すると認められる方が対象となります。

 - ア 親の技能習得等の事由
 - イ 親の疾病、冠婚葬祭、残業、学校等の行事の参加等の事由
 - ウ 親の生活環境等の激変による事由
 - エ 乳幼児又は小学生を養育していて、残業により定期的に支援が必要な事由
 - ② 支援内容
 - ・ 子育て支援
 - ・ 生活援助（家事援助）
 - ③ 利用料（1時間あたり）

利用者世帯の区分	利用料（1時間あたり）	
	子育て支援 （児童1人の場合）	生活援助
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円	0円

児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

④ 利用上の注意

事前にこども支援課又は事業受託団体での登録が必要で、支援依頼に際しては事業受託団体への申請が別途必要になります。

8 雇用の促進と安定について

- 公共職業安定所では、公共職業能力開発施設への入校など、雇用の促進と安定を図っています。

(1) 公共職業訓練

【問合せ先】 苫小牧高等技術専門学院 Tel:0144(55)7007 Fax:0144(55)7009

- 公共職業能力開発施設において、その適性に応じた職種に必要な知識・技能を身に付ける場所として、北海道立苫小牧高等技術専門学院が設置されています。

施設外では、各種教育機関に委託し、早期就職を目指して「OA系・経理系・物流系・介護系」の職業訓練を3～6ヶ月の期間で実施。また、施設内では、専門的・実践的な「金属加工科・精密機械科・電気工学科（各定員10名）」の3科目で職業訓練（施設見学は随時対応）を実施しています。

(2) トライアル雇用事業

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所 Tel:0144(32)5221 Fax:0144(32)1495

- 短期間の試行雇用の形で受け入れてもらい、その適性や業務遂行可能性を見極め、その後の常用雇用へのきっかけづくりをするものです。

(3) 事業主に対する制度

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所 Tel:0144(32)5221 Fax:0144(31)6770

- 公共職業安定所等の紹介により、母子家庭の母等を雇用する事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金の制度があります。